



# US Topics

January 29, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## ■ 目次

FASBが金融商品開示に関するFSP案の適用日を2009年に延期、IASBも関連するIFRS案を撤回  
その他のFASB関連記事  
PCAOBが小規模公開企業の内部統制監査に関する職員ガイダンスを公表  
COSOが内部統制システムのモニタリングに関するガイダンス第1巻を公表  
ASBが明瞭性プロジェクトに基づく3つの公開草案を公表  
AICPAが未登録の投資パートナーシップのための解釈指針を公表  
SECが株式非公開化取引および証券法セクションに関するコンプライアンスと開示に関する解釈指針を公表  
2月の予定

## ■ FASBが金融商品開示に関するFSP案の適用日を2009年に延期、IASBも関連するIFRS案を撤回

1月23日、米国財務会計基準審議会(FASB)はFASB職員意見書(FSP)草案 No. FAS 107-a「金融資産: FASB基準書第107号の修正」の一部修正をとまなう再公表の採択を行いました。この決定の結果、公開企業および非公開企業は、2008年12月15日より後に終了する期中および年度の会計期間においてこのFSPに示された追加の開示が必要なくなりました。FASBの決定内容に関する詳細については、PwCのBreaking News記事をお読みください。CFODirect Networkのメンバーは以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7NKTWT&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

国際会計基準審議会(IASB)は、FASBと同様に、類似内容の公開草案「負債商品への投資、IFRS 7の修正案」を公開してパブリック・コメント募集を行っていました。この公開草案は、企業が損益を通じて公正価値で測定されるものに分類した負債商品以外の負債商品に対するすべての投資について、国際財務報告基準(IFRS)に基づく追加的な開示規定を提案しています。この公開草案に対する回答者のほぼ全員がIASB案に反対し、その結果、IASBは1月22日にこのプロジェクトを一斉に撤回することを採択しました。

## ■ その他のFASB関連記事

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 会計基準の成文化  
[http://www.fasb.org/project/codification&retrieval\\_project.shtml](http://www.fasb.org/project/codification&retrieval_project.shtml)
- FAS 162「GAAPヒエラルキー」の修正および会計基準成文化の承認  
[http://www.fasb.org/project/fas162\\_amendments\\_and\\_codification.shtml](http://www.fasb.org/project/fas162_amendments_and_codification.shtml)
- ARB 43 - トレーディング目的の棚卸資産に関する会計処理  
[http://www.fasb.org/project/trading\\_inventory.shtml](http://www.fasb.org/project/trading_inventory.shtml)
- 概念フレームワーク  
[http://www.fasb.org/project/conceptual\\_framework.shtml](http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml)

- FAS 2 - 資産の買取りにおいて取得したIPR&D  
[http://www.fasb.org/project/fas2\\_ipr&d.shtml](http://www.fasb.org/project/fas2_ipr&d.shtml)
- 金融商品の公正価値に関する期中開示  
[http://www.fasb.org/project/interim\\_disclosures\\_about\\_fair\\_value\\_of\\_financial\\_instruments.shtml](http://www.fasb.org/project/interim_disclosures_about_fair_value_of_financial_instruments.shtml)
- FIN 46(R) の再検討  
[http://www.fasb.org/project/reconsideration\\_fin46r.shtml](http://www.fasb.org/project/reconsideration_fin46r.shtml)
- FASB基準書およびその他のUS GAAP基準書等の技術的修正  
[http://www.fasb.org/project/technical\\_corrections\\_fasb\\_statements.shtml](http://www.fasb.org/project/technical_corrections_fasb_statements.shtml)
- バリュエーション・リソース・グループ  
[http://www.fasb.org/project/valuation\\_resource\\_group.shtml](http://www.fasb.org/project/valuation_resource_group.shtml)

**会議の概要:** 以下の会議の概要をFASBウェブサイトからご覧いただけます。

- **1月28日の会議:** FASBは以下のトピックについて議論を行いました。(1) 資本的性質を有する金融商品、(2) 基準書第140号の適用:金融資産の譲渡、(3)FIN 46(R)適用の再検討  
<http://www.fasb.org/action/sbd012809.shtml>
- **1月23日の会議:** FASBはFSP FAS 107-a案「特定の金融資産に関する開示: FASB基準書第107号の修正」に対して受け取ったコメントを検討しました。FASBはこのFSP案に一部修正加えることを決定し、コメント募集のために再公開する予定です。  
<http://www.fasb.org/action/sbd012309.shtml>

**次の会議:** FASBは2月5日木曜日にバリュエーション・リソース・グループとの会議を開催予定です。この会議についての詳細は以下のFASBウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

---

## ■ PCAOBが小規模公開企業の内部統制監査に関する職員ガイダンスを公表

公開企業会計監視委員会(PCAOB)は「職員見解—財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査: 小規模公開企業の監査人のためのガイダンス」を公表しました。この公表物は、監査基準書第5号「財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」の規定を適用することにより、監査人が小規模でそれほど複雑でない公開企業の監査を規模に見合ったものとしてできるようにPCAOB職員によって作成されたものです。

▼ この公表物の全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。  
[http://www.pcaob.org/Standards/Standards\\_and\\_Related\\_Rules/AS5/Guidance.pdf](http://www.pcaob.org/Standards/Standards_and_Related_Rules/AS5/Guidance.pdf)

---

## ■ COSOが内部統制システムのモニタリングに関するガイダンス第1巻を公表

トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)は内部統制システムのモニタリングに関するガイダンスの第1巻を公表しました。第1巻はCOSOによって作成された、「COSOの内部統制の統合的枠組み」の構成要素である「モニタリング」に関する全4巻のガイダンスのイントロダクションです。このガイダンスは、構成要素であるモニタリングを明確化し、財務、事業、コンプライアンスに関連する内部統制の有効性を確保するために企業を支援することを目的としています。残りの3巻は2月初旬に購入可能となる予定です。

▼ 第1巻の全文および全4巻の注文については以下のCOSOウェブサイトをご覧ください。  
<http://www.coso.org/IC.htm>

---

## ■ ASBが明瞭性プロジェクトに基づく3つの公開草案を公表

監査基準書(SAS)の明瞭化および国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスのための継続的な試みの一環として、監査基準審議会(ASB)は以下の新しい公開草案を公表しました。

- 必須補足情報
- 監査済財務諸表を含む文書におけるその他の情報
- 全体としての財務諸表に関連するその他の情報

上記のSAS草案は、SAS第8号「監査済財務諸表を含む文書中のその他の情報」、SAS第29号「監査人の提出文書中の基本財務諸表に付随する情報の報告」、SAS第52号「監査基準に関する総括的声明 – 1987年『必須補足情報』」に代替することになります。

このSAS案は2009年12月15日以降に開始する期間に関する監査契約に適用となります。このSAS公開草案に対するコメント期限は5月15日です。

▼ この公開草案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.aicpa.org/download/auditstd/FINAL\\_RSI\\_OI\\_IRT\\_ED\\_combined\\_format\\_2.pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/FINAL_RSI_OI_IRT_ED_combined_format_2.pdf)

---

## ■ AICPAが未登録の投資パートナーシップのための解釈指針を公表

一部の未登録の投資パートナーシップの運営文書には、未実現損益の分配を認めない規定、あるいは繰越成功報酬およびクローバック債務を特定日または特定時点あるいは特定事象の発生まで認識しないことを定める規定が含まれることがあります。アメリカ公認会計士協会(AICPA)は、投資家の分類ごとに資本項目の報告を行う投資パートナーシップの財務諸表を作成する場合に、未実現損益累計額、繰越成功報酬、クローバック債務を貸借対象日における資本の株主やパートナーの各分類残高にどのように反映すべきかに関する新しい技術的実務補助資料(TPA)を公表しました。

▼ TIS Section 6910.29「未実現利益(損失)、繰越成功報酬、クローバック債務の配分」と題されたこのTPAの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.aicpa.org/download/acctstd/TPA\\_TIS\\_6910\\_29.pdf](http://www.aicpa.org/download/acctstd/TPA_TIS_6910_29.pdf)

---

## ■ SECが株式非公開化取引および証券法セクションに関するコンプライアンスと開示に関する解釈指針を公表

米国証券取引委員会(SEC)の企業財務部門が、(1) 株式非公開化取引および(2) 証券法の様々なセクション に関する、2つのコンプライアンスおよび開示に関する解釈指針(CD&I; Compliance and Disclosure Interpretations)を公表しました。これらの文書は、初出が過去の部門公表物であった職員の解釈指針を結集し、追加およびアップデートされた解釈も含めたものです。

▼ このCD&Iの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

- 株式非公開化取引  
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/13e-3-interps.htm>
- 証券法規則  
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/securitiesactrules-interps.htm>

---

## ■ 2月の予定

- FASBは2月5日にバリュエーション・リソース・グループとの会議を開催。
- FASBは2月12日、18日、25日に会議を開催。
- FASBは2月4日、11日、18日、25日に教育セッションを開催。
- FASBとIASBの金融危機諮問グループは2月13日に会議を開催。
- FASBとIASBは2月20日に共同のビデオ会議を開催。
- IASBは2月16日から20日まで会議を開催。
- IASBは2月25日にアナリスト代表グループと会談。
- IASBの基準諮問会議(SAC)は2月23日および24日に会議を開催。
- AICPAの職業倫理実行委員会(PEEC)は2月9日および10日に会議を開催。
- 政府会計基準審議会(GASB)は2月17日に会議を開催。
- 連邦会計基準諮問審議会(FASAB)は2月25日および26日に会議を開催。

▼上記の会議およびその他組織の行事の詳細については、以下のウェブサイトからCFODirect Network の行事カレンダーをご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/cfobusiness/cfoevents/nextMonth.do?currentYear=2009&currentMonth=January>

---

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパーズ(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.